

新型コロナウイルスワクチン接種に関する意見書

京都府で1月13日に再発出された緊急事態宣言は、府民・事業者の皆様の御協力や医療従事者の皆様の御奮闘などによって、新規感染者数や重症患者数が大幅に減少し、2月28日をもって解除された。

しかし、感染力が強いとされる変異ウイルスの広がりや感染拡大の第4波を懸念する声が出ている。こうした状況下、収束に向けてワクチンへの期待が高まる中、2月17日から医療従事者への接種が開始され、4月からは65歳以上の高齢者への接種が始まる予定となっている。

については、国におかれては、都道府県及び市町村と連携・協力し、ワクチン接種が円滑かつ着実に進むよう、次の事項について迅速に取り組みされるよう強く要望する。

- 1 国民へのワクチン接種が円滑かつ迅速に実施できるよう、ワクチン接種の意義を示すとともに、安心して接種できるよう、国民に対して副反応などの具体的な情報の周知・広報を行うこと。また、医療従事者等の接種において明らかとなったワクチン接種の運営上の課題及びその対策などを速やかに国民に示すこと。
- 2 国内で製造されるワクチンの早急な承認手続きを進めるなど、必要量のワクチンを速やかに確保するとともに、国の責任において接種体制を整え、供給されるワクチンの種類や量、また供給時期などのスケジュールをいち早く都道府県及び市町村に示すこと。
- 3 ワクチン接種のスケジュールの決定に当たっては、実務や調整を行う都道府県及び市町村の意見を反映し、国が責任を持って現実的な計画を提示すること。また、ワクチン接種に際しては、市町村が作成する接種計画を尊重し、ワクチン接種を希望する方が速やかに接種を受けられるよう、複数自治体での広域接種や医療体制が脆弱な地域への支援策を講じること。
- 4 ワクチン接種記録システム導入について、現場の負担にならないよう入力作業の簡易化を図るとともに、入力作業などの追加業務に必要な人的手当や接種体制の整備に当たり必要な医師等の確保など、接種事業の実施に当たる自治体に対し費用負担が生じないよう、十分な財政支援を講じること。
- 5 第3次補正予算の成立を受けて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額が示されたところであるが、接種体制の整備に係る費用に自治体の負担が生じないよう、引き続き、都道府県及び市町村の意見も踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

衆議院議長	大	島	理	森	殿	
参議院議長	山	東	昭	子	殿	
内閣総理大臣	菅		義	偉	殿	
財務大臣	麻	生	太	郎	殿	
総務大臣	武	田	良	太	殿	
文部科学大臣	萩	生	田	光	一	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿	
農林水産大臣	野	上	浩	太	郎	殿
経済産業大臣	梶	山	弘	志	殿	
国土交通大臣	赤	羽	一	嘉	殿	
内閣官房長官	加	藤	勝	信	殿	
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	西	村	康	稔	殿	

京都府議会議長 田 中 英 夫